

公認スポーツ指導者* 総合保険制度のご案内

施設所有(管理)者賠償責任保険+団体総合生活補償保険(標準型)

指導中の賠償責任とご自身のケガを補償します!

施設所有(管理)者 賠償責任保険

スポーツ指導中に
ケガをさせてしまった



団体総合生活 補償保険(標準型)

団体割引
15% 割引
適用!

ケガをしてしまった



さまざまなタイプのスポーツ指導者の方にご加入いただけます!

プロの方

スポーツ指導を職業
とされている方
※指導報酬が収入の方



有職の方

勤労者(パート・アルバイトを含む)
※職業をお持ちの勤労者の方で
ボランティアでスポーツ指導
されている方

無職の方

主婦(夫)・年金受給者で
ボランティアでスポーツ
指導されている方
※年金受給金額を下回る報酬
の方はこちらとなります。

*日本スポーツ協会公認スポーツ指導者(スポーツリーダー除く)。

加入申込
期間

2025年2月14日(金)から2025年3月7日(金)まで

保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで1年間

中途加入の取扱について

3月8日以降のお申込みは、4月15日以降の毎月15日を申込締切とし、翌月1日
午前0時を補償開始日とします。
(詳細は2ページ参照)

賠償責任とケガの補償としてこんな時お役にたちます!!

施設所有(管理)者賠償責任保険



野球指導中、安全確保を怠ったために通行人にボールがぶつかり、ケガをさせた。

※被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

※被保険者が所有・使用または管理する財物の損壊を除きます。



野球指導者がバットの素振りの模範を見せてるときに、子供にバットをぶつけてしまった。など

団体総合生活補償保険(標準型)



ボランティア中のスポーツ指導で、ケガをして入院した。



ボールにあたり転倒しケガを負い、通院した。など

加入者区分と補償範囲、加入可能タイプの確認

申込人、被保険者の範囲(対象となる指導者=加入資格者)

本制度でお申込人(加入者)、被保険者本人^{(*)1}(補償の対象者)。施設所有(管理)者賠償責任保険においては記名被保険者であり、保険契約により補償を受けられる方。以下同様とします。)となれる方は、公益財団法人日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者^{(*)2}に限ります。

(*)1「払込取扱票(加入申込票)」の加入者氏名欄に記載の方をいいます。

(*)2公益財団法人日本スポーツ協会全国スポーツ指導者連絡会議は公益財団法人日本スポーツ協会が設置する公認スポーツ指導者の協議会です。

※スポーツリーダー資格のみの方はご加入できませんのでご注意ください。



加入者の区分と補償の範囲

※無職の方でもスポーツ指導の報酬が年金受給額より上回る方は「プロの方」となります。

プロの方

スポーツ指導を職業とされている方
※指導報酬が収入の方

24時間補償

有職の方

勤労者(パート・アルバイトを含む)
※職業をお持ちの勤労者の方でボランティアでスポーツ指導されている方

就業中以外補償

(職業または職務に従事している間の)
ケガについては、対象になりません

無職の方

主婦(夫)・年金受給者でボランティアでスポーツ指導されている方
※年金受給金額を下回る報酬の方はこちとあります。

24時間補償

ご加入が可能なタイプ

PA・PBタイプ

YA・YBタイプ

MA・MBタイプ

※<全タイプ共通>施設所有(管理)者賠償責任保険はスポーツ指導活動中の事故のみが対象となります。

※YAタイプ、YBタイプについては、「就業中の傷害危険対象外特約」がセットされているため職業または職務に従事している間のケガは補償の対象外となります。就業規則等の適用されない会社役員等就業中の否との個別が明らかでない方は、ご加入いただけないため、代理店・扱者までお問い合わせください。

補償内容・保険金額/支払限度額

		Aコース			Bコース		
		PA	YA	MA	PB	YB	MB
団体総合生活補償保険(標準型)	傷害死亡・後遺障害 ケガで死亡または後遺障害を被ったとき			500万円			100万円
	傷害入院保険金日額 ケガで入院したとき			5,000円		3,000円	
	傷害手術保険金 ケガで手術を受けたとき				入院中に受けた手術の場合: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合: 傷害入院保険金日額の5倍		
	傷害通院保険金日額 ケガで通院したとき			2,000円		1,000円	
施設所有(管理)者賠償責任保険	支払限度額(身体障害・財物損壊共通)				1事故につき 1億円限度 (免責金額) 1事故につき1,000円		

※支払限度額とは、保険金をお支払いする限度額をいいます。施設所有(管理)者賠償責任保険でお支払いの対象となる損害のうち、争訟費用、協力費用についても支払限度額の適用はありません。ただし、争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には取扱いが異なりますので、詳細は「保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合」(3~4ページ)をご参照ください。免責金額は、保険金としてお支払いする1事故ごとの損害の額から差し引く額で、お客様の自己負担となる金額をいいます。

加入タイプと保険料(一時払)

申込 締切日 <small>(注1)</small>	補償 開始日 <small>(注2)</small>	Aコース			Bコース		
		プロ	有職者	無職者	プロ	有職者	無職者
		PA	YA	MA	PB	YB	MB
3/7	4/1	23,030円	11,510円	15,860円	13,980円	5,030円	6,810円
4/15	5/1	21,110円	10,600円	14,580円	12,810円	4,650円	6,280円
5/15	6/1	19,190円	9,680円	13,300円	11,660円	4,280円	5,770円
6/15	7/1	17,270円	8,760円	12,020円	10,480円	3,910円	5,230円
7/15	8/1	15,350円	7,840円	10,740円	9,320円	3,520円	4,710円
8/15	9/1	13,430円	6,920円	9,460円	8,150円	3,140円	4,180円
9/15	10/1	11,530円	6,010円	8,190円	7,010円	2,770円	3,670円
10/15	11/1	9,610円	5,090円	6,910円	5,830円	2,390円	3,130円
11/15	12/1	7,680円	4,170円	5,620円	4,660円	2,010円	2,600円
12/15	1/1	5,770円	3,260円	4,350円	3,500円	1,640円	2,080円
1/15	2/1	3,840円	2,340円	3,060円	2,340円	1,260円	1,560円
2/15	3/1	1,930円	1,410円	1,790円	1,170円	880円	1,030円

※PAタイプ、PBタイプ、MAタイプ、MBタイプは職種級別A(スポーツ指導者、有職者以外等)の保険料です。有職の方で住居と職場を同じくする方や就業中と否との区別が明らかでない職種の方については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※団体総合生活補償保険(標準型)は前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。

(注1) 申込締切日とは、ゆうちょ銀行または郵便局での保険料の着金完了の日。土日祝日の場合は、翌営業日を締切日とします。加入タイプ、保険料の金額に誤りがないか確認し、各月の申込締切日に余裕をもってお申込みください。

(注2) 補償開始日は、2025年2月14日～3月7日の加入申込期間中に加入手続を行った場合、2025年4月1日午後4時となります。それ以降のお申し込みは中途加入の取扱いとなります。中途加入の場合、4月15日以降の毎月15日を申込締切とし、翌月1日午前0時より補償開始となります。加入申込日(ゆうちょ銀行または郵便局で保険料の送金手続を行った日)が補償開始日とはなりませんので、ご注意ください。また、いずれの場合も保険期間は2026年4月1日午後4時までとなります。

ご加入内容に変更が生じた場合

施設所有(管理)者賠償責任保険・団体総合生活補償保険(標準型)

各保険の「重要事項のご説明」の「注意喚起情報のご説明 2. 告知義務・通知義務等(2)通知義務等」をご参照ください。

本制度の概要

- この保険は公益財団法人日本スポーツ協会全国スポーツ指導者連絡会議が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめたうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。
- 公益財団法人日本スポーツ協会は、日本スポーツ協会に登録した公認スポーツ指導者の皆さま方が常に安心して指導活動に専念できるように、本制度を1987年に設置いたしました。
- 本制度は、公認スポーツ指導者が負傷したり、他人から法律上の損害賠償請求を受け治療費、慰謝料等多額の出費を負担せざるを得なくなつた場合の、迅速な救済・補償を目的とした制度です。

保険金をお支払いする主な場合・お支払いしない主な場合

本制度は、「施設所有(管理)者賠償責任保険」および「団体総合生活補償保険(標準型)」とで構成されています。

施設所有(管理)者賠償責任保険について

保険金をお支払いする主な場合(他人への損害賠償責任)

指導者として登録された被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が、指導活動によって発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)した場合(スポーツ指導中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした等)に、**被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払います。(国内での事故が対象です。)**

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(*)指導中のサッカーをしているお子さまがただ単につまずいて転んだというだけでは、この保険の対象となりません。

指導者の方が法律上の損害賠償責任を負うことが条件となります。また、スポーツそのものが一定の危険性を伴っていることから、所定のルールを守つてプレーをしていても、いわば必然的に生じてしまう事故もあります。

下記のような事故の場合は、法律上の損害賠償責任はないものと考えられます。

②野球の試合中、バッターの打球が他の選手に当たりケガをさせた。 ④テニスプレー中、スマッシュが相手に当たり、ケガをさせた。

お支払いの対象となる損害

●お支払いの対象となる損害は次のとおりです。ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

<普通保険約款でお支払いの対象となる損害>

損害の種類	内 容
①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等(損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。)
②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用
④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置(他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等)に要した費用
⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用
⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用

*上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から1ページ記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、1ページ記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。

$$\text{お支払いする争訟費用の額} = \frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$$

なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。

[①損害賠償金]についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

保険金をお支払いしない主な場合

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)について、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用者が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動、労働争議または騒擾(じょう)に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波または高潮に起因する損害賠償責任
- 液体、気体(煙、蒸気、じんあい等)を含みます。または固体の排出、流出または溢(いつ)出に起因する損害賠償責任(ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。)
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任(ただし、医学的、科学的利用もしくは一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ「ウラン・トリウム・ブルチニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。」の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。) 等

<賠償責任保険追加特約(自動セット)でお支払いしない主な場合>

- 直接である間接であると問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、それらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等(アスベスト、石綿製品、石綿織維、石綿粉塵(じん))の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露(ばくろ)による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散
- 直接である間接であると問わず、サイバー攻撃により生じた事象に起因する損害

<特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害賠償責任
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- パラグライダー、ハンギングライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 昇降機(財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場は除きます。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 自動車または原動機付自転車の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。ただし、販売等を目的として展示されている場合を除きます。この場合であっても、走行している間は自動車とみなします。
- 施設外における船舶または車両(自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを含みません。)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢(いつ)出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢(いつ)出による財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害賠償責任
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害賠償責任
- 仕事の終了または放棄の後に仕事の結果に起因する損害賠償責任
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産、採血その他法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行(LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。)に起因して生じた損害
- 石油物質が施設から公共水域(海、河川、湖沼、運河)へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の損壊(滅失、破損、汚損もしくは紛失すること、または盗取されること)に起因する損害賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少しました漁獲物の品質が低下したことによる損害賠償責任
- 石油物質が施設から流出し、公共水域の水を汚染した場合はそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用(他の損害の防止軽減のために要した費用(被保険者が支出したと否とを問いません。))等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・報者または引受保険会社までお問い合わせください。

団体総合生活補償保険(標準型)について

*印を付した用語については、5ページの「*印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ*印を付しています。)

対象となる事故(指導者ご自身の傷害(ケガ))

急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害が対象となります。(国内だけでなく、海外での事故も対象です)なお、下記のものは本保険でいう傷害には該当せず、保険金は支払われません。

□スポーツを繰り返し行つたことによる野球肩・テニス肘、靴ずれなど、急激性がない症状 □急性心不全などの心臓疾患 □風邪などの病気
ただしYA・YBタイプに加入した場合は就業中以外の傷害が補償の対象となります。

<就業中以外の傷害の例>

- ①自主練習中など職業または職務に従事していない時に負ってしまった傷害
- ②通常の通勤途上中の傷害 等

詳細は5ページの[特約の説明]をご覧ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金 ★傷害補償 (標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ ●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*
傷害後遺障害保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金 ★傷害補償 (標準型)特約 	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。)	傷害入院保険金日額 × 傷害入院の日数 (注1)事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2)傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	(次ページにつづく)

○代理請求人について

高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求できることがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

- (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(*)」
②上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」
③上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合
「上記①以外の配偶者^(*)」または「上記②以外の3親等内の親族」
(*)法律上の配偶者に限ります。

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただこう上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。
お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- 1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となってることを「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内・重要事項のご説明でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます)
保険額(ご契約金額)、保険期間(保険のご契約期間)、保険料・保険料払込方法

- 2 「払込取扱票(加入申込票)」への記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。
以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、「払込取扱票(加入申込票)」に正しくご記入いただきますようお願い申し上げます。記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

皆さまがご確認ください。

- ・「払込取扱票(加入申込票)」の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご記入いただけますか?
「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご記入ください。
※ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
・「払込取扱票(加入申込票)」の「職業名・職種名」欄は正しくご記入いただけますか?
または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか?
・「払込取扱票(加入申込票)」の「他の保険契約等」欄は正しくご記入されていますか?
※ご加入いただく保険商品の「払込取扱票(加入申込票)」によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。

個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。
この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS&ADインシュアランス グループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することができます。ただし、保健医療

等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することができます。

詳細は、三井住友海上ホームページをご覧ください。
(<https://www.ms-ins.com>)

お申し込み時にご注意いただきたいこと

- この保険の保険期間は1年間となります。お客様が実際にご加入いただく保険期間については、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の表紙および2ページにてご確認ください。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できることや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。
- 引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
- 被保険者(補償の対象者、賠償責任保険においては保険契約により補償を受けられる方)が次に該当する場合には、「他の保険契約等欄」にその内容を必ずご記入ください。
- ①同種の危険を補償する他の保険契約(賠償責任保険、傷害保険、傷害疾病保険、所得補償保険等)をご契約している場合
- ②過去3年以内に5万円以上保険金を請求または受領したことのある場合(賠償責任保険については、支払保険金の額に関わりなく事故の有無、回数をご記入ください。)
- お客様のご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある

保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。

●<経営破綻した場合等の保険契約者の保護について>

- ・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返りい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。
・損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。

施設所有(管理)者賠償責任保険

- ・この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下、「個人等」といいます。)である場合に限り「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、保険金、解約返りい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

- ・また、保険契約者が個人等以外の保険契約であっても、被保険者が個人等であり、かつ保険料を負担している場合は、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

団体総合生活補償保険(標準型)

- ・この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。
保険金、解約返りい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

重要事項のご説明

施設所有(管理)者賠償責任保険

2019年10月1日以降始期契約用

この書面では施設所有(管理)者賠償責任保険契約に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。お申込みいただく際には、ご加入の内容がお客様のご意向に沿っていることをご確認ください。ご加入の内容は、普通保険約款およびご加入の保険種類ごとの特別約款・特約(以下「普通保険約款・特約」といいます。)によって定まります。普通保険約款・特約が必要な場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。申込人と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。

契約概要のご説明

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入前に必ず読んでいただき、お申込みくださいようお願いします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。また、ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

① 商品の仕組み

商品の仕組み

保険の種類	商品の仕組み
施設所有(管理)者賠償責任保険	賠償責任保険普通保険約款 + 保険法の適用に関する特約(自動セット) 賠償責任保険追加特約(自動セット) + 施設所有(管理)者特別約款

② 引受条件等

(1) 補償内容

① 被保険者

保険の種類	被保険者(ご加入いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。)
施設所有(管理)者賠償責任保険	「払込取扱票(加入申込票)」 ^(注) の「加入者氏名」欄に記載された方がのみが被保険者となります。

ただし、適用される普通保険約款・特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

② 保険金をお支払いする主な場合

パンフレット本文(「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」。以下「パンフレット」といいます。)の「保険金をお支払いする主な場合」のページをご参照ください。

③ お支払いの対象となる損害

パンフレットの「お支払いの対象となる損害」のページをご参照ください。

④ 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

パンフレットの「保険金をお支払いしない主な場合」のページをご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されております。

(2) セットできる主な特約

この保険契約にはお客様の任意でセットできる特約はありません。

注意喚起情報のご説明

ご加入に際して申込人にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいようお願いします。この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、普通保険約款・特約に記載していますのでご確認ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

① 契約申込みの撤回等(クーリングオフ)

このご契約は、公益財団法人日本スポーツ協会全国スポーツ指導者連絡会議が保険契約者となる団体契約であることから、クーリングオフの対象ではありません。

② 告知義務・通知義務等

(1) ご加入における注意事項(告知義務・加入申込票の記載上の注意事項)

! 特にご注意ください!

- ① 申込人または被保険者には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- ② 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、「払込取扱票(加入申込票)」^(注)に記載された

内容のうち、●印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。「払込取扱票(加入申込票)」^(注)の記載内容を必ずご確認ください。

この保険契約と補償の範囲が重なる他の保険契約等について既にご加入されている場合、「補償の重複」が生じることがありますので、必ずその内容(保険の種類、保険金額等)を告知してください。

補償の範囲が重なるのは、この保険契約と異なる保険種類にセットされた特約の補償内容が同一となっているような場合もあります。ご不明の場合は、現在ご加入されている保険契約の内容が確認できる書類とともに、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

(注)引受保険会社にこのご加入の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

(2)ご加入後における注意事項(通知義務等)

⚠ 特にご注意ください!

①ご加入後、次の事実が発生した場合には、あらかじめ(事実の発生が申込人または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできることがありますので、十分ご注意ください。

- 「払込取扱票(加入申込票)」の●印がついている項目に記載された内容に変更が生じる場合
- ご加入時にご提出いただいた告知書、申告書等の記載内容に変更が生じる場合

②ご加入後、次の事実が発生する場合は、ご加入内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

- ◇「払込取扱票(加入申込票)」記載の住所または電話番号を変更する場合
- ◇上記のほか、特約の追加・削除等、契約条件を変更する場合

(3)保険期間および補償の開始・終了時期

(1)保険期間

保険期間は原則として1年間です。お客様が実際にご加入いただく保険期間につきましては、パンフレットまたは「払込取扱票(加入申込票)」の「保険期間」欄にてご確認ください。

(2)補償の開始

始期日の午後4時(「払込取扱票(加入申込票)」またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に補償を開始します。

(3)補償の終了

満期日の午後4時に終了します。

(4)保険金をお支払いしない主な場合等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

パンフレットをご参照ください。なお、保険金をお支払いしない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」等の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者または被保険者が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②被保険者が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または被保険者が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(5)保険料の払込猶予期間等の取扱い

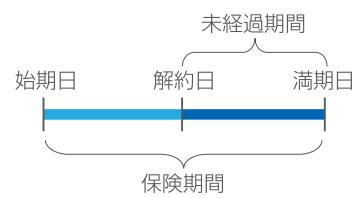
⚠ 特にご注意ください!

保険料は、パンフレット記載の方法により払い込んでください。パンフレット記載の方法により保険料を払い込んでいただけない場合には、保険金をお支払いできません。また、ご契約を解除する場合があります。

(6)解約と解約返れい金

ご加入を中途で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社に速やかにお申出ください。

■ご加入の脱退(解約)に際しては、加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間(右図をご参照ください。)分よりも少なくなります。たとえば、保険期間1年・一時払のご契約を始期日から6か月後に解約した場合、解約返れい金は払い込んでいただいた保険料の半分よりも少なくなります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。



■始期日から解約日までの期間に応じて払い込んでいただくべき保険料の払込状況により、追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。

(7)保険会社破綻時等の取扱い

パンフレットをご参照ください。

(8)契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または引受保険会社の社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または引受保険会社の社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

(9)個人情報の取扱い

パンフレットをご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】

MSK保険センター株式会社 本店営業第二部

TEL 03-3259-7901

FAX 03-3259-7917

〒101-8011 千代田区神田駿河台3丁目11-1
(三井住友海上駿河台新館8階)

保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277 (無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>



事故が起こった場合

遅滞なくご契約の代理店・扱者または下記にご連絡ください。

「24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター」

0120-258-189 (無料)

事故は いち早く

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただかずか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ビデオ(全国共通・通話料有料)]

・受付時間[平日9:15～17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]

・携帯電話からも利用できます。IP電話からは**03-4332-5241**におかけください。

・おかけ間違いにご注意ください。

・詳細は一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

本制度引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 公務第二部営業第二課

重要事項のご説明

団体総合生活補償保険(標準型)

契約概要のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。

- 被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者の範囲	本人*
本人型	○

*「払込取扱票(加入申込票)」の加入者氏名欄記載の方をいいます。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

- ①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額
「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。
- ②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)
「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3)セットできる主な特約およびその概要

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の表紙および2ページにてご確認ください。

(5)引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。

また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の保険金額欄および「払込取扱票(加入申込票)」、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。

- 保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年令・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「就業中の傷害危険対象外特約」をセツしているYAタイプ、YBタイプを除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

「公認スポーツ指導者総合保険制度のご案内」をご参照ください。

4 満期返戻金・契約者配当金

この保険には満期返戻金・契約者配当金はありません。

5 解約返戻金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することができます。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返戻金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は公益財団法人日本スポーツ協会全国スポーツ指導者連絡会議が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、「払込取扱票(加入申込票)」に記載された内容のうち、●印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。「払込取扱票(加入申込票)」の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2)通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることができますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のくご契約の引受範囲外に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

ご契約の引受範囲	下記以外の職業
ご契約の引受範囲外	オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)競争選手、猛獸取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士、その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

速い! / かんたん! / 便利!

保険金請求WEBのご案内

団体総合生活補償保険(標準型)

被保険者ご本人がケガをした場合に

「事故の連絡」と「保険金請求」のお手続きができる
WEBシステムです。

POINT
1



24時間365日手続き可能!

POINT
2



ケガの場合は、
事故の連絡から保険金請求まで完結*

*請求額30万円以下



保険金請求WEBのメリット

速い!



1回のWEB手続きで保険金請求できます。
書類の郵送を待たずに、保険金請求書類の
取出しができます。

便利・
かんたん!



スマートフォンでQRコード*から簡単に
手続きをスタート、ガイドに従い入力する
ので簡単。



*QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



「保険金請求WEB」は被保険者ご本人がケガをした場合にのみお手続き可能です。
施設所有(管理)者賠償責任保険に関しては下記にご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス 三井住友海上事故受付センター
TEL 0120-258-189(無料)



MEMO

A large rectangular area filled with a uniform grid of thin, light gray lines, creating a pattern of small squares across the entire surface.

※本証をもって、本制度の加入者証の代わりとしますので、大切に保管してください。
(ご注意)
・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。
また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
・この払込書をゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
・この用紙による、払込料金は、ご依頼人様が負担することとなります。
・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



<本制度に関するご連絡先>

〒101-8011

千代田区神田駿河台3丁目11-1
(三井住友海上駿河台新館8階)

代理店・扱者

MSK保険センター株式会社 本店営業第二部
TEL 03-3259-7901

<万一、事故が起こった場合は>

TEL 0120-258-189

振込前に今一度、
記載漏れがないかをご確認ください

この場所には、何も記載しないでください。

ご加入手続(保険料のお振込)について

下部の「払込取扱票(加入申込票)」に以下の①～⑧の全項目をもれなくご記入ください。

下部のゆうちょ銀行「払込取扱票(加入申込票)」のご依頼人欄・通信欄に下記の事項をご記入のうえ、ゆうちょ銀行または郵便局より保険料をご送金ください。(払込料金は、ご加入者様のご負担となります。)



払込取扱票										
00 東京	口座記号番号			金額	料金	備考				
各票の※印欄はご依頼人において記載してください。	0 0 1 6 0 8	3 2 4 8 9 4	1 百 十 万 千 百 十 円	※						
加入者名	公認スポーツ指導者総合保険係									
※	この払込取扱票は 保険専用です。 登録料の払込はできません。			公認スポーツ指導者総合保険制度加入申込票 被保険者(管理)者登録料(保険料)・団体総合生活補償保険(標準型)加入申込票 ●印の項目は、ご契約に際して受保険会社がおなじみする 特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契 約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分 にご確認のうえご回答(記入)ください。						
3 資格名	② 加入タイプを必ずご記入ください。			4 登録番号	切り取らないでお出しください。					
5 依頼人	③ 資格名			6 通信欄	④ 登録番号					
6 通信欄	⑤ 加入者住所(〒 -)			7 依頼人	⑥ ご住所					
7 依頼人	⑦ 依頼人			8 生年月日(西暦)	⑧ 该当ある場合はご記入ください。					
8 生年月日(西暦)	⑨ 依頼人			年 月 日生	⑩ 必要事項を漏れなくご記入ください。					
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東第53261号) これより下部には何も記入しないでください。										

※保険料の払込方法は、現金でご加入と同時にその全額を払い込む一時払となります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

※金額相違(過剰入金)時の返金手数料については、ご加入者様にて払込手数料を負担いただきます。

※多人数で同時に申込みいただく場合は、1枚の「払込取扱票(加入申込票)」で人数分の保険料を送金いただくとともに通信欄に「名簿別送」と記入し前記①～⑧を記入した名簿を以下のメールアドレスに添付して送信してください。この場合は、名簿がそれぞれの方の「払込取扱票(加入申込票)」となり、告知義務の対象となります。

メールアドレス : jspohoken@mskhoken.co.jp

※ご加入者様へは、保険証券、加入者証は発行いたしません。「振替払込請求書兼受領証」が本制度加入の証となりますので大切に保管してください。(ATMでお支払いの場合は「ご利用明細書」が受領証と同様の扱いとなり、本制度加入の証になります。)

なお、加入証明書は原則発行しておりませんが、必要な方は右記QRコード*をお手持ちのスマートフォンにて読み取っていただき、画面の案内に沿って必要事項を入力してください。(※QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です。)

加入証明書発行用
QRコード



A24-●●●●●●● 承認年月:2024年●月

払込取扱票										
00 東京	口座記号番号			金額	料金	備考				
各票の※印欄はご依頼人において記載してください。	0 0 1 6 0 8	3 2 4 8 9 4	1 百 十 万 千 百 十 円	※						
加入者名	公認スポーツ指導者総合保険係									
※	この払込取扱票は 保険専用です。 登録料の払込はできません。			公認スポーツ指導者総合保険制度加入申込票 被保険者(管理)者登録料(保険料)・団体総合生活補償保険(標準型)加入申込票 ●印の項目は、ご契約に際して受保険会社がおなじみする 特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契 約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分 にご確認のうえご回答(記入)ください。						
3 資格名	② 加入タイプを必ずご記入ください。			4 登録番号	切り取らないでお出しください。					
5 依頼人	③ 資格名			6 通信欄	④ 登録番号					
6 通信欄	⑤ 加入者住所(〒 -)			7 依頼人	⑥ ご住所					
7 依頼人	⑦ 依頼人			8 生年月日(西暦)	⑧ 该当ある場合はご記入ください。					
8 生年月日(西暦)	⑨ 依頼人			年 月 日生	⑩ 必要事項を漏れなくご記入ください。					
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)(承認番号 東第53261号) これより下部には何も記入しないでください。										

振替払込請求書兼受領証										
口座記号番号	0 0 1 6 0 8	3 2 4 8 9 4								
加入者名	公認スポーツ指導者総合保険係									
金額	千 百 十 万 千 百 十 円	※								
ご依頼人	おなまえ ※									
料金	(消費税込み) 日附印 円									
備考										

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。